

様式第2号(第10条関係)

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称
令和4年度第2回佐伯市文化財保護審議会
- 2 開催日時
令和3年6月29日(水) 13時30分から14時15分まで
- 3 開催場所
所在地 佐伯市中村東町6番9号
会場名 佐伯教育市民ホール まな美 3F 第1市民活動室(301)
- 4 出席者
丁田健太郎(会長)、小野英治(副会長)、柴川英敏、矢野京市、岡崎税、山口勝久、
戸田博康、卜部辰美、清家隆仁、木村義友、段上達雄、田中裕介
以上 審議会委員12名
社会教育課 吉武参事、橋本総括主幹、梅田副主幹、福田副主幹
以上 事務局4名
- 5 公開、非公開の別
公開
- 6 傍聴人数
0人
- 7 議題及び結果
(審議) 佐伯市指定史跡「佐伯城跡」の一部指定解除について
 - ・「佐伯城跡」が所在する城山で稼働する2か所の配水池のうち、城山東配水池が老朽化したため水道課で更新を計画している。城山東配水池を解体し、同じ場所に新規配水池を建設することは、建設期間中の給水ができなくなるため不可能。また、市街地・送水管に隣接し、かつ建設の許可を得ることができるのは城山のみであることから、城山に配水池を新規に建設する必要がある。
 - ・新規配水池の候補地は、城山北配水池の東に隣接する斜面である。城山北配水池と作業道を共有し、工事面積を可能な限り少なくできる。また、現状は急斜面の林であり、「佐伯城跡」に関する遺構が存在する可能性も低いと考えている。
 - ・文化財保護の趣旨からすれば極めて異例ではあるものの、市民生活への影響と遺構が存在する可能性が低いことを考え、新規配水池の候補地について分筆したうえで、指定範囲から除外したい。
 - ・なお、「佐伯城跡」を国指定とする意見具申においては、市指定範囲から新規配水池候補地を除外し、三の丸を加えた範囲を対象とするよう検討しており、詳細について調整中である。
 - ・以上の経緯と理由を事務局から説明し、佐伯市指定史跡「佐伯城跡」の一部指定解除について承認された。

(報告1) 佐伯市指定文化財の種別変更・名称変更について

 - ・前回の審議会において審議された、佐伯市指定文化財の種別変更・名称変更について、

審議会後に提出された修正意見も踏まえて、現在の事務局案を報告した。

(報告2) 佐伯文化会館の解体工事に伴う佐伯城跡三の丸の石垣保護について

- ・佐伯城跡三の丸については、現時点では市指定史跡「佐伯城跡」の指定範囲には含まれていないが、佐伯城跡の重要な構成要素である。現在三の丸で進行している佐伯文化会館の解体工事において、その影響で石垣が損傷することを防ぐため、以前から孕みが観察されていた三の丸櫓門左側の石垣については、その前面を大型土のう・砂利で覆い、保護措置をとっていることを報告した。

(報告3) 大分県マリンカルチャーセンターの解体に伴う国指定重要有形民俗文化財「蒲江の漁撈用具」の移動について

- ・大分県マリンカルチャーセンターは、本年度の下半期から解体工事が始まる予定であるため、センター内に展示されていた「蒲江の漁撈用具」を含む民俗資料約230点を、本年度9月末までに佐伯市蒲江海の資料館に移動することを報告した。
- ・大分県漁業管理課及び文化課とも協議を進めており、民俗資料は移動前に燻蒸を行うこと、移動先の佐伯市蒲江海の資料館は展示スペースの改修を行うことも報告した。

8 審議の内容

主な質疑応答・意見は以下のとおり。

(審議) 佐伯市指定史跡「佐伯城跡」の一部指定解除について

- ・新規配水池の候補地に遺構がある可能性について。
→現在確認できる江戸時代の絵図においては、候補地には何も描かれていない。現地の踏査においても急斜面であり、人為的な造成などの痕跡も見られないことから、城郭に関する遺構がある可能性は低いと考えている。
- ・市民生活を守りながら、史跡としての保護を図るためにはやむを得ない措置と考える。
- ・国指定の意見具申に際しては、城山と三の丸は別個に提出するのか。
→三の丸も含めた範囲が佐伯城跡であり、別個ではなく一体のものとして具申を行う考えである。

(報告1) 佐伯市指定文化財の種別変更・名称変更について

質疑応答なし

(報告2) 佐伯文化会館の解体工事に伴う佐伯城跡三の丸の石垣保護について

- ・大型土のうの撤去時に石垣が傷まないようにしてほしい。
→十分に注意して作業を行う。
- ・佐伯文化会館の裏には池もあるが、これは残されるのか。
→池は、三の丸御殿に付属する庭園の一部であることが調査により判明しており、佐伯城跡の遺構として保存する。解体工事業者との打ち合わせでも影響を及ぼさないよう注意喚起しており、また工事着工前に池周辺の平面図も作成済みである。

(報告3) 大分県マリンカルチャーセンターの解体に伴う国指定重要有形民俗文化財「蒲江の漁撈用具」の移動について

質疑応答なし

9 会議の資料名一覧

- ・令和4年度第2回佐伯市文化財保護審議会

10 問い合わせ先

担当課 佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係
電話番号 22-4234 (直通)